「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の本校における対応について

愛知県立鳴海高等学校

1　まず、地震が起きたら、生徒の安全確保に努め、命を守る最善の行動をとる。また、必要に応じて避難する。

2　気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

・原則として通常どおりの教育活動を行うが、次の対応に備えて地震関連の情報を収集し、生徒の安全確保に努める。

・校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。

・後に発表される臨時情報（後記３(1)から(3)）に備え、連絡体制などの確認を行う。

3　気象庁から２が発表された場合、続いて以下の臨時情報(1)から(3)のいずれかが発表される。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の場合

・生徒の安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後には、生徒を速やかに帰宅させる。

・部活動や補習については、実施しない。

・校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。

・校長は、学校の立地条件（土砂災害警戒区域なども含む）や生徒の登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時情報（巨大地震警戒）発表日から原則として１週間の臨時休業とすることができる。

※地震発生から１週間後、国からの発表、社会状況等に応じて(2)に準じた対応へ移行する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の場合

・通常どおりの教育活動を行う。

・校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。

※地震発生から１週間後、国からの発表を受け、大地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、通常どおりの教育活動を行う。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の場合

・通常どおりの教育活動を行う。